

## 島根県告示第 384 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3の5の項(に)欄の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

その関係図面は、島根県土木部建築住宅課、隠岐支庁土木建築局及び各土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄田信義

区 域	建築基準法第52条 第1項第6号の規定 により定める数値	建築基準法第53条 第1項第6号の規定 により定める数値	建築基準法第56条 第1項第2号二の規 定により定める数 値	建築基準法別表 第3の5の項(に) 欄の規定により 定める数値
都市計画区域の うち、用途地域 の指定のない区 域（松江市及び 出雲市の区域を 除く。）	10分の20	10分の7	2.5	1.5